

# In depth

## A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2015-11  
June 29, 2015

### 純資産価値 (NAV) に関する実務上の便法を用いている 投資を公正価値ヒエラルキーから除外

#### 目次

背景 .....	1
主な規定 .....	1
影響 .....	2
その他の規定および 関連する修正 .....	2
次のステップ .....	3

#### 要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準コーデフィケーション (ASC) 820 による現行の実務上の便法に基づき 1 株当たりの純資産価値 (NAV) で測定されている投資について、新たなガイダンスを公表し、当該投資を公正価値ヒエラルキーから除外することを認めています。また、NAV による実務上の便法に適切であるものの、当該実務上の便法を適用していない投資には、その他の一部の開示が要求されなくなります。新ガイダンスは、12 月決算の公開企業に対しては 2016 年より適用されます。なお早期適用も認められます。

#### 背景

.1 ASC820「公正価値測定」は、公正価値で測定される投資を公正価値ヒエラルキーの 3 つのレベルの 1 つに区分することを報告企業に要求しています。この区分は、投資の評価に用いられるインプットの観察可能性に基づくものです。また ASC820 は、特定の投資の公正価値に実務上の便法として NAV を用いることを認めています。この実務上の便法は、NAV が ASC946「金融サービス-投資会社」におけるガイダンスに従って算定されている限りにおいて認められます。

.2 ASC820 は実務上の便法として NAV で測定されている投資のレベル区分についてのガイダンスを含みます。測定日時点で換金可能な投資は通常、レベル 2 に区分されます。ただし、測定日において換金が認められない場合、当該投資はレベル 3 に区分されます。さまざまな間隔 (例えば、四半期ごと、半年ごと、年度ごと) により NAV で換金可能な投資については、適切な区分が明確ではありません。これが公正価値ヒエラルキーにおける一貫性のない区分の原因となっていました。例えば、ある報告企業は、四半期ごと以上の頻度で換金可能な投資をレベル 2 に区分し、四半期ごとよりも少ない頻度で換金可能な投資をレベル 3 に区分します。一方、別の報告企業では、そうした投資を公正価値ヒエラルキーのどこに含めるべきかを決定する際の境界線として半年ごとまたは年度ごとの換金を用いています。

#### 主な規定

.3 2015 年 5 月 1 日、FASB は [会計基準アップデート \(ASU\) 2015-07 「公正価値測定 \(Topic 820\) : 1 株当たりの純資産価値 \(またはその同等物\) を算定する特定の事業体への投資に関する開示」](#) を公表しました。新ガイダンスでは、実務上の便法により純資産価値で公正価値が測定されている投資は、公正価値ヒエラルキーから除外されます。公正価値ヒエラルキーから実務上の便法を用いて測定されている投資を除外することは、こうした投資の区分に関して現在、存在する実務上の多様性を取り除くことを意図しています。これにより、公正価値ヒエラルキーにおける投資の区分の唯一の基準はインプットの観察可能性となります。

## 影響

.4 報告企業が実務上の便法として NAV で公正価値を測定している投資は、今後は公正価値ヒエラルキーにおいて区分されなくなり、公正価値ヒエラルキーの開示の合計額は、貸借対照表上の公正価値で評価される投資の合計額とは一致しなくなります。したがって、新ガイダンスは、実務上の便法を用いて測定される投資の金額を開示し、公正価値ヒエラルキー開示の金額を貸借対照表上の金額に調整することを報告企業に要求しています。

### PwC の見解

実務上の便法として NAV で測定される投資は、今後、公正価値ヒエラルキーには含まれないため、報告企業は、レベル 3 の投資のロールフォワードを含む関連する開示にこれらの投資を含めることは要求されません。

.5 報告企業が当該実務上の便法を選択する投資は、公正価値ヒエラルキーからは除外されますが、新しいガイダンスにおいても投資の性質およびリスクについての特定の開示を要求されます。一方、実務上の便法を用いた測定に適切な投資であるものの、その実務上の便法を選択しない投資については、今後は当該開示が不要となります。

### PwC の見解

一部の投資については、NAV は公正価値であって、公正価値の実務上の便法ではありません。報告企業にとって重要なことは、実務上の便法として NAV を用いているのか、それとも実際に NAV が投資の公正価値であるのかを判断することです。実務上の便法として NAV で測定される投資にのみ、この新ガイダンスは適用されます。例えば、投資信託への投資の公正価値として 1 株当たりの NAV が算定および公表され、かつ現在の取引の基礎が公正価値である場合、NAV は公正価値に該当します。一方、NAV が投資家には伝えられるものの、一般には公開されない場合には、NAV は公正価値の実務上の便法として使われていることとなります。後者のみが、公正価値ヒエラルキーから除外されることとなります。前者のシナリオにおいては、報告企業は、投資信託への投資を公正価値ヒエラルキーに含め、すべての要求される公正価値に関する開示を今後も引き続き行う必要があります。

## その他の規定および関連する修正

.6 新ガイダンスによって ASC820 が変更された結果、FASB は米国会計基準 (US GAAP) におけるその他の 2 つの領域を修正しました。

.7 現行の ASC230「キャッシュ・フロー計算書」は、投資会社および類似の企業に対してキャッシュ・フロー計算書の作成を免除することを規定しています。免除の要件の 1 つに、期間中に保有した「ほぼすべて」の投資が公正価値ヒエラルキーの中のレベル 1 またはレベル 2 に区分されることがあります。ASC230 が修正されていなければ、実務上の便法として NAV で測定されている重要な投資を有する報告企業は当該要件を満たさなくなることから、キャッシュ・フロー計算書を作成する必要があったでしょう。新ガイダンスは、ASC230 を修正し、常に短期間で換金可能であることを条件に、「ほぼすべて」のテストに実務上の便法を用いて測定される投資を含めることとしました。

### PwC の見解

「短期間」は定義されていませんが、報告企業は通常、実務上の便法として NAV で測定される投資がレベル 2 またはレベル 3 のいずれに区分されるかを評価する場合に、以前適用していたのと同じ解釈を用いるものと我々は想定しています。

.8 FASB はまた ASC715「報酬—退職給付」についても修正し、制度スポンサーの年金資産が、実務上の便法としての NAV での測定に適切であること、およびそうした投資について公正価値ヒエラルキーにおける区分が要求されないことを明確化しました。

## 次のステップ

.9 新ガイドンスは、公開企業については2015年12月15日より後に開始する事業年度およびその事業年度に属する期中報告期間に適用となります。その他のすべての企業については、2016年12月15日より後に開始する事業年度およびその事業年度に属する期中報告期間に新ガイドンスが適用されます。未だ発行されていない財務諸表期間も含めて早期適用が認められます。

.10 報告企業は、表示するすべての期間に対し新ガイドンスを遡及的に適用しなければなりません。また会計上の変更の内容および理由の開示が必要となります。

### お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2015 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit [www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com), PwC's online resource for financial executives.